

令和2年度 第2回浦安市文化財審議会議事録（議事要旨）

- 1 開催日時 令和2年7月22日（水） 午前10時～11時45分
- 2 開催場所 郷土博物館 視聴覚室
- 3 出席者
（委員）菊池眞太郎委員長、大塚三枝子副委員長、明保治男委員、穎原澄子委員、大村洋子委員、森田信雄委員、軍司裕昭委員
（事務局）鈴木教育長、八田生涯学習部長、金子館長、島村副主幹、林主任学芸員、袖山（記録）
（傍聴人）1名
- 4 議 事
 1. 開会
 - （1）委嘱状の交付について
 - （2）教育委員会あいさつ
 - （3）正・副委員長の選出について
 - （4）正・副委員長あいさつ
 2. 議事
報告事項
令和2年度 本市の文化財保護の取組について
その他

5 会議経過

会議に先立ち、委嘱状の交付を行った。交付後、鈴木教育長があいさつを行った。

引き続き正・副委員長の選出を行い、委員長に菊池眞太郎氏、副委員長に大塚三枝子氏が選出された。

菊池委員長、大塚副委員長の挨拶後、各委員の自己紹介、事務局紹介を行った。

報告事項 令和2年度 本市の文化財保護の取組について

配布資料に基づき、事務局より説明した。
主な質疑・応答については、下記のとおり。

（1）令和2年度 郷土博物館・文化財住宅の事業計画について

（委員）小学校4年生の海苔すき体験について、学習指導要領には博物館との連携、人とのふれあいといった体験形式が打ち出されており、4年生の郷土学習において昔の浦安の漁業のことや海苔すき体験が学習の中に位置付けられている。海苔すき体験ができなくても、博物館で利用できる多くの教材や視聴覚教材を周知し、良い方法を探り、柔軟にこの時期を乗り越えてほしい。

（委員）「ふるさと浦安作品展」については、子どもたちは夏休みの期間を使って取り組んでいるが、作品展に関する通知はどのように行っているのか。

- (事務局) 例年であれば、前年度の優秀作品の展示や自由研究の相談会を行い、浦安の歴史・文化、まちづくりなどに関する資料を提供するなどしている。作品展の開催については、夏休み前に子どもたちに募集要項を配り、学校を通して提出することを説明している。しかし今年は、個人で博物館に直接提出してもらう形をとり、提出期間を秋まで延ばすこととした。6月に、各学校を通して、博物館に直接作品を提出してもらうことを周知した。また、ホームページを通して作品の作り方のビデオ学習を行っている。昨年の優秀作品についても、注目すべき点などを説明し、作品づくりの参考になるようにビデオで紹介している。提出された作品は、博物館内で審査し、表彰、展示を行う。
- (委員) 博物館のビデオ教材について、例えば3年生や4年生向けのビデオを一覧にして提示すれば、膨大な量から先生が探さなくて済む。作品展のビデオの紹介とあわせて先生向けに紹介をしていくとよいのではないか。
- (事務局) 博物館の情報提供については、新たに館独自のホームページを作成し、市のホームページからリンクさせている。ホームページでは、子どもたち向けの映像配信を行うほか、随時博物館の情報を発信している。ホームページについては学校に周知しており、今後も随時PRを行いたい。今後実施予定の「昔の暮らし体験」や「海苔すき体験」の情報発信も行う予定である。
- (委員) 体験学習の場が持てないことは厳しいが、オンラインで教材を届けることによって、解決しにくかった教育格差を埋めていくチャンスに変えてほしい。新しくホームページができたのも嬉しいことである。視聴覚教材も活用してほしい。
- (委員) 体験を重視している博物館は少ないので、体験型の博物館として、事故などにも注意しながら貴重な体験を提供してほしい。
- (委員) 教材として使える資料は博物館か、それとも図書館にあるのか。
- (事務局) 図書館にあった視聴覚ライブラリーの廃止に伴い、郷土に関する資料は博物館に移管されている。デジタル化して博物館のビデオライブラリーに収録しており、貸し出しもできるようになっている。VHSのものはほとんどデジタル化しており、要望があれば16mmのものもデジタル化をしていくことも考えたい。
- (委員長) コロナ禍において事業の中断もある状況で、やめるのは簡単だがどう補っていくかということが必要である。例年行っていることを、今年はできなかったということがないようにしてほしい。

(2) 文化財保存団体への補助について

質疑について、特になし。

(3) 豊受神社大銀杏の改修について

- (委員) 豊受神社の大銀杏について、補助金をどのように使うのか。また、実際に治療を行う業者はどこで、その作業に対しては管理者がお金を払うのか。

(事務局) 大銀杏の診断は、天然記念物であることから、市費で調査を行った。その結果を基に、文化財保護条例 15 条の規定によって、所有者に対して必要な改善をお願いする。必要な措置を講じるときに予算の範囲内で補助ができるので、神社の希望をうけて市で補助をする方向で考えている。専門的な治療については樹木医のいる造園業者をお願いし、支柱の塗り直しなどは、その他の業者にするなど、棲み分けができる。前回の調査は、市内の街路樹の調査も請け負っている、樹木医で形成された NPO 法人に調査をお願いした。

その他

■ ふるさと浦安作品展の審査基準について

配布資料に基づき、事務局より説明した。
主な質疑・応答については、下記のとおり。

(委員) この審査基準は順当だと思う。作品展は中学校の社会科地理の地域学習の学習内容を整理、まとめる場ともなっていて、いい形となっている。今年は調整をとりながら、生徒にも先生にも無理のない範囲で行ってほしい。一年を通して取り組んでいる生徒たちもいるので、やれる範囲で評価をしてほしい。

■ その他

(委員) 醍醐家の茶室のその後の状況は。

(事務局) 現在も部材は保管、移築場所は検討中である。まちづくりとの関係の中で今後協議を進めていく。

(委員) 境川について、東水門から西水門の間にかけては旧市街地の生活の基盤であった。現在護岸の整備は進んでいるが、川の水質や水流などもぜひ調べてほしい。

(委員) 学校の授業でも、境川は環境学習や社会科で取り上げている。境川の生き物についてはどのような状況か。

(事務局) 現在は護岸整備が進む中で、西水門を開ける機会が少なくなっており、生き物にとっては良い状況とは言えないが、引き続き調査を行いたい。

(委員) 現在、境川について体系的に語れる人がいない。生活の中心としての境川について座談会を開き、資料として残すなどしてほしい。

(委員長) 台風が多くなる季節になるが、文化財の破損や人的被害がないように、すみやかな対応を行ってほしい。個人保管の文書の水没などもないように気を付けてほしい。

■ 次回の会議

第 3 回浦安市文化財審議会は、11 月 12 日 (木) を予定。

以上をもって、令和 2 年度 第 2 回浦安市文化財審議会は、閉会した。